

実施方針の変更について

実施方針に関する民間事業者からの質問・意見及び実施方針公表後における県企業庁内での検討過程を勘案し、実施方針を変更するものとする。主要な変更箇所は以下のとおりである。なお、要求水準書（案）については、4月に公表を予定している入札説明書等において、要求水準書として公表するものとする。

No.	項目番号				ページ数	変更箇所	変更内容
1						用語の定義	「運営・維持管理業務等」を追加
2	1	(1)	オ	(ア)	2	本事業の対象となる施設	知多浄水場の脱水機棟の計画概要として、「RC造」という表現を削除
3	1	(1)	オ	(ウ)	4	事業範囲	設計・建設業務に、「既設の脱水設備等の撤去」も含まれる旨を追加
4	1	(1)	オ	(ウ)	4	事業範囲	3 浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務に、各工事に関連する浄水場名を具体的に明示
5	1	(1)	オ	(ウ)	4	事業範囲	運営・維持管理業務に、「3 浄水場の運営・維持管理業務に必要な業務引継ぎ」を追加
6	1	(1)	オ	(ウ)	4	事業範囲	「運営・維持管理業務」と「脱水ケーキの再生利用業務」と区別して表記
7	1	(1)	キ	(ア)	5	事業スケジュール	事業契約の締結を、「平成18年3月」から「平成18年1～2月」に前倒し
8	2	(2)			7	選定の手順及びスケジュール	「平成17年11月 基本協定の締結」を追加
9	2	(3)	ク		9	実施方針（変更版）及び事業契約書素案に関する第2回質問及び意見受付、回答の公表	第2回質問の受付期間、回答時期について、詳細な日程を追加
10	2	(4)	ア		11	応募者等の参加要件	脱水ケーキの再生利用業務のみを担当する企業は、応募グループの構成員となれないものとする規定を追加
11	2	(4)	イ		12	応募者等の資格要件	（エ）脱水処理施設等の運営・維持管理業務に当たる者の資格要件において、「運営・維持管理業務実績」から「運営・」を削除
12	4	(2)	イ		18	脱水設備等に関する要件	含水率に関する記述を、「脱水ケーキの再生利用を促進するために適切な含水率を維持できる脱水能力を有すること。」とし、参考までに提示した現在の含水率は削除

No.	項目番号			ページ数	変更箇所	変更内容
13	資料2			30	リスク分担表 「施設瑕疵リスク」	事業期間中に生じた施設の瑕疵について、「既設」の場合と「新設・更新・増設」の場合で明記
14	資料2			30	リスク分担表 「税制度リスク」	県企業庁のリスク負担を「 」
15	資料6	2	(2)	37	尾張東部浄水場における脱水設備等の増設について	尾張東部浄水場の増設工事の実施の可否を判断するのは、県企業庁であることを明記
16	資料6	2	(2)	37	尾張東部浄水場における脱水設備等の増設について	尾張東部浄水場の増設工事を延期する場合についても明記
17	資料7	1		38	サービス購入料の構成	設計・建設業務に「開業業務等」を追加
18	資料7	1		38	サービス購入料の構成	「運営・維持管理業務」と「脱水ケーキの再生利用業務」と区別して表記 また、脱水処理施設等の維持管理業務と運営業務の区別を変更
19	資料7	3	(3)	43	運営・維持管理業務に係る対価	電気料金は、4浄水場全てにおいて県企業庁が契約者となり、県企業庁から事業者へ供給する旨に内容変更
20	資料7	3	(3)	43	運営・維持管理業務に係る対価	下水道の料金は、公共下水道の使用料に応じて、運営・維持管理業務に係る対価より支払う旨を明記
21	資料9	1	(3)	47	工事施工に関するモニタリング	「建築基準法」を「建設業法」に修正
22	資料9	2	(1)	50	サービス購入料の減額	減額対象としない場合の記述で、「明らかに県企業庁の責によるもの」の「明らかに」を削除
23	資料9	2	(2)	50	サービス購入料の減額	「ア(ア)ろ過水濃度」を「ア(ア)異常なる過水濃度の継続時間」とし、異常なる過水濃度が返送された場合、その継続時間に応じてペナルティポイントを課す旨を明記
24	資料9	2	(2)	52	サービス購入料の減額	「再生利用市場の消失等の不可抗力及び法令等変更による場合は、この限りではありません。」を、「再生利用市場の消失、不可抗力及び法令等変更による場合は、この限りではありません。」に変更
25	資料9	2	(2)	52	サービス購入料の減額	「最終処分場への埋め立て費用(運搬費を含みます。)は全額事業者の負担とします。」を、「最終処分場への埋め立て費用(運搬費を含みます。)は原則として全額事業者の負担とします。」に変更